

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当行では、経営理念として「お客さま・地域社会との共存共栄」「活気ある企業風土の醸成」「健全性の確保と企業価値の創造」を掲げております。

この経営理念を実現するため、収益性・健全性を高めるとともに、経営の効率化及び透明性の向上につとめ企業価値を一層高めることがコーポレート・ガバナンスの基本であると考えております。こうした考えのもと、取締役、監査等委員会制度を軸として、また、組織横断的な事項に迅速に対応するために「収益管理委員会」「コンプライアンス委員会」「リスク管理委員会」等を有効活用してコーポレート・ガバナンスの強化を図っております。

さらに、「百十四銀行行動指針」や「コンプライアンスマニュアル」等により、役職員の基本的な価値観や倫理観の共有に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当行は、2018年6月改訂後のコーポレートガバナンス・コードの各原則について、全てを実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4】

□ 政策保有株式に関する方針

・当行は、株式の政策保有に関する基本的な考え方、管理・運営及び遵守すべき事項を定めた「政策投資株式管理規定」を制定し、株式の政策保有に関する基本方針を次の通りとしております。

1. 株式の政策保有については、価格変動リスクの抑制や資本効率性等の観点から、取引先企業との十分な対話を経た上で、削減を進めることを基本方針とする。
2. 新たな投資は原則として行わない。但し、投資先との良好な関係の維持・進展を通じて、地域経済の発展並びに当行の企業価値向上に資すると認められる場合に限り、投資額を必要最小限にとどめ実施する。
3. 既に保有している株式は、投資後の総合管理を徹底し、定性及び定量評価で基準を満たさなくなった場合には、相手先企業との対話を経て、継続投資を見直す。

□ 保有の合理性検証

・当行では、全ての政策投資株式を対象として、保有意義（当行の企業価値向上への寄与、地域経済の健全な発展への寄与等）及びリスク・リターン指標（RORA）を用いた経済合理性の検証を行っています。
これらの検証は、定期的（年次）に実施し、取締役会へその結果を報告しております。
2018年3月末基準においては、全ての上場保有銘柄について保有意義を確認しております。また、経済合理性については、保有銘柄全体の合計が当行のROE等を考慮し定めた基準を上回り、個別銘柄でも約9割が上回っていることを確認しております。基準を下回る銘柄については、将来的にも当行の企業価値向上に貢献しないことが明らかになった場合は、相手先企業の十分な理解を得た上で売却を進めます。

□ 議決権行使の基準

・当行は、政策保有株式に係る議決権行使について、適切な対応を確保するための「議決権行使基準」を策定しており、原則として、全ての議案に対して議決権を行使しております。また、当行の「議決権行使基準」は、議案の内容が当行の株主価値を毀損しないか、コーポレートガバナンスに問題はないか等を上場・非上場の別や時価額等を踏まえて定めております。なお、次のような議案については特に慎重に検討の上、賛否を判断しております。
・剰余金処分議案（財務の健全性と内部留保のバランスを著しく欠いているもの）
・取締役・監査役選任議案（不祥事が発生した場合や取締役会等への出席率が一定水準を下回るもの）
・監査役等への退職慰労金贈呈議案
・組織再編議案（株主価値を毀損する可能性を内在するもの）

【原則1-7】

□ 関連当事者間の取引に関する手続

・「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の第8条（株主の利益を害する取引の防止）に、役員やグループ会社との取引を行う場合には、そうした取引が当行の企業価値や株主全体の共通利益を害することのないよう、また、そうした懸念を惹起することのないよう、関連当事者間の取引に関する手続について次の通り定めております。
1. 株主の利益を保護するため、取締役会決議に基づき制定した百十四銀行倫理規定に則り、取締役及び従業員等による当行や株主の利益に反する取引の防止に努める。
2. 取締役及び当行グループ各社との取引は、会社法及び銀行法並びにその他の関連法令に従い適切に対応し、取締役と銀行間の自己取引及び利益相反取引、取締役の競業取引については取締役会の承認を得るものとする。

【原則2-6】

□ 企業年金のリスクアセットオーナーとしての機能発揮

・当行では、財務・リスク管理・市場運用を業務とする部署の長、及び利益相反防止のため年金受給者を代表とする職員組合長を構成員とする「資産運用協議会」を設置しております。同協議会では、企業年金の積立金の運用に関する基本方針の策定、ポートフォリオの資産配分、運

用受託機関構成等の審議を行うことで、加入者・受給者等の安定的な資産形成と年金財政の適正な運営の実現に努めています。

【原則3-1】

(1) 経営理念・経営計画・経営戦略

当行は、経営理念及び行動指針を制定し当行ホームページ(URL: <http://www.114bank.co.jp/toushi/rinen.html>)に掲載しております。

また、中期経営計画についても同様に当行ホームページ(URL: http://www.114bank.co.jp/toushi/pdf/ir_2906_01.pdf)に掲載しております。

(2) ガバナンスに関する基本的考え方

当行では、経営理念の実現に向けて、公正かつ迅速・果敢な意思決定プロセスを有効に機能させるべく、取締役会を中心としたコーポレートガバナンス体制を構築し、取締役会が取締役による業務執行を監督することにより、コーポレートガバナンスの実効性を確保することとし、実効的なコーポレートガバナンスを実現するための基本的な考え方及び運営方針等を定めた「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定しております。

なお、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」は、当行ホームページ(URL: <http://www.114bank.co.jp/toushi/cogove.html>)に掲載しておりますのでご参照ください。

(3) 取締役の報酬決定方針と手続

当行は、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の第20条(取締役の報酬等)に、取締役の報酬は、株主総会で決議された額の範囲内で指名・報酬等ガバナンス協議会での審議・答申を経たのち、取締役会において決定し、一定割合を中長期的な業績等に連動するものとする旨を規定しております。

なお、具体的な算定方法については、本報告書の「1. [取締役報酬関係] 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しておりますのでご参照ください。

(4) 取締役の選解任及び取締役候補者の指名に関する方針と手続

当行は、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の第17条(監査等委員ではない取締役候補者の選定基準等)に、監査等委員ではない取締役候補者は、高い倫理観及び高潔性を具備した優れた人格、見識、能力及び豊富な経験を有しており、経営理念並びに行動指針に基づき、企業価値を高いレベルで実現し当行グループの更なる発展に貢献することが期待できる人物とし、指名・報酬等ガバナンス協議会での審議・答申を経たのち、取締役会において決定し、株主総会へ付議する旨を規定しております。

また、第19条(監査等委員である取締役候補者の選定基準等)に、監査等委員である取締役候補者については、指名・報酬等ガバナンス協議会による審議・答申、並びに監査等委員会の同意を得たうえで、取締役会において決定し、株主総会へ付議することとしております。

さらに、第21条(取締役の解任手続等)に、取締役会は、当行の取締役が別途定める取締役の解任基準に該当した場合、指名・報酬等ガバナンス協議会での審議・答申を経たのち、解任相当の処分を決定し、当該取締役の解任議案を株主総会へ付議することとしております。

(5) 個々の選解任・指名についての説明

前項の手続きによる取締役候補者の選定理由は、「株主総会招集ご通知」に記載するとともに、当行ホームページ(URL: <http://www.114bank.co.jp/toushi/ksoukai.html>)に掲載しておりますのでご参照ください。

【補充原則4-1-1】

□ 取締役会による経営陣への委任の範囲と内容

・当行は、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の第11条(取締役会の役割)に、取締役会は、法令の定めに従い、取締役会の業務執行の決定権限の一部を取締役に委任することを定めております。

【補充原則4-1-3】

□ 最高経営責任者(CEO)等の後継者計画

・当行は、取締役頭取(CEO)に至るまでの経営層(以下、「後継者」という。)の育成に関する基本的な考え方及び後継者に求められる要件等を定めた方針を制定しております。

・取締役会は、経営の持続性を確保するためには、計画的な後継者育成が重要であることを認識し、指名・報酬等ガバナンス協議会の支援を受けて、その育成状況を監督いたします。

【補充原則4-3-2】【補充原則4-3-3】

□ 最高経営責任者(CEO)の選解任手続

・代表取締役の指名については、能力、経験及びこれまでの実績等を踏まえ、当行取締役の中からふさわしいものを選定するため、指名・報酬等ガバナンス協議会での審議・答申を経て、取締役会において決定する旨を規定しております。

・代表取締役の解職については、別途定める解職基準に該当する場合、指名・報酬等ガバナンス協議会での審議・答申を経て、取締役会において決定する旨を規定しております。

【原則4-9】

□ 独立社外取締役の独立性判断基準

・当行が定める「独立社外取締役の独立性判断基準」につきましては、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の付属資料1に規定するとともに、本報告書の「1. [独立役員関係] その他独立役員に関する事項」に記載しておりますのでご参照ください。

【補充原則4-11-1】

□ 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスと多様性及び規模に関する考え方

・当行は、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の第12条(取締役会の構成)に、当行の取締役会は、取締役会全体としての多様な知見及び専門性を備えたバランスのとれた構成とします。また、定款の定める範囲において、その機能が効果的に発揮できる適切な員数とし、ジェンダー及び国際性等の多様性に配慮する旨を定めております。

また、同ガイドラインの第19条(監査等委員である取締役候補者の選定基準等)に、財務・会計・法務の知識を有するなど、監査等委員の役割・責務を高いレベルで体現することが期待できる人物を監査等委員候補者として選定し、うち1名以上は十分な財務・会計知識を有する者とする旨を定めております。

【補充原則4-11-2】

□ 社外を含む取締役の兼職状況

・当行は、社外取締役を含め取締役の重要な兼職状況を「株主総会招集ご通知」の事業報告や参考書類に記載しております。

なお、本報告書にも同様に記載しておりますのでご参照ください。

【補充原則4-11-3】

□ 取締役会全体の実効性分析と評価及びその結果

・当行は、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の第11条(取締役会の役割)において、取締役会は、実効性の維持・向上のため、毎年、指名・報酬等ガバナンス協議会の答申を得て、取締役会の実効性評価を行い、その結果の概要を開示することを規定しております。

2017年度の実効性については、取締役会議長を除く取締役全員が「取締役会に関する自己評価アンケート」に基づき評価を実施し、ガバナンス協議会での協議を経て、取締役会が自己評価結果を決議しました。

自己評価結果の概要は以下の通りです。

- (1) 取締役会の構成、運営、役割においては、適切な体制が構築されており、各取締役は積極的に意見を述べている。専門的な知識と豊富な経験をもつ社外役員の発言もあり活発な議論が展開されており、取締役会は有効に機能し実効性は確保されている。
- (2) 取締役会の実効性を一層高めるため、引き続き運営面の改善を実施していくことが必要である。
議案について、権限委譲による議案数の絞り込みを実施するとともに、経営戦略等に関する議案の充実および審議時間の拡大が必要である。
引き続き、社外役員とのコミュニケーション機会を拡充し、情報提供について一層充実することが必要である。

【補充原則4-14-2】

□取締役のトレーニング方針

・当行は、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の第22条(取締役への支援体制等)に、取締役がその役割や責務を適切に果たすために必要な支援体制を整備することとし、経営の監督をはじめとする役割を果たすために必要な知識や情報を得る機会を、就任時及び就任以降も継続的に提供するとともに、必要な費用を当行が負担することを定めております。

【原則5-1】

□株主との建設的な対話を促進する体制整備

・当行は、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の第9条(株主との対話)に、株主との建設的な対話促進のための体制整備及び取組みに関する方針を次の通り定めております。

1. 持続的な成長と長期的な企業価値の向上に向け、当行が相応と認める範囲及び方法により、株主との間で建設的な対話の促進に努める。
2. 株主との対話促進については、経営企画部担当取締役が統括し、経営企画部が関連部署と連携して実施する。
3. 株主総会において可決には至ったものの相当数の反対票が投じられた議案については、反対の理由や反対票が多くなった原因を分析のうえ、対応の要否を検討する。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	17,629,000	5.96
日本生命保険相互会社	9,000,560	3.04
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	7,809,000	2.64
日本ハム株式会社	6,326,735	2.14
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	6,308,000	2.13
太平洋セメント株式会社	5,952,674	2.01
明治安田生命保険相互会社	5,699,000	1.92
百十四銀行従業員持株会	5,329,741	1.80
住友生命保険相互会社	5,001,000	1.69
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	4,883,000	1.65

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	銀行業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	23 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	14 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
桑城 秀樹	弁護士											
井原 理代	学者											
小林 一生	他の会社の出身者								○			
伊藤 純一	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	-----------	----------	--------------	-------

桑城 秀樹	○	○	【現在】 < 重要な兼職 > 桑城法律事務所弁護士 < 属性情報 > (個人) 記載すべき事項はありません。 (所属会社) 桑城法律事務所 記載すべき事項はありません。	弁護士としての法的な専門的知識と長年にわたる豊富な実務経験を有し、人格見識ともに優れております。また、同氏は直接会社経営に関与したことはありませんが、2013年6月から当行の社外監査役をつとめており、独立した立場から、監査等委員として経営監督機能を担うことができるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任しております。 (独立役員指定理由) 証券取引所が定める独立性の基準に照らし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
井原 理代	○	○	【現在】 < 重要な兼職 > 国立大学法人香川大学 名誉教授 学校法人四国高松学園高松大学 経営学部 教授 四国電力株式会社 取締役(監査等委員) < 属性情報 > (個人) 記載すべき事項はありません。 (所属会社) 国立大学法人香川大学 記載すべき事項はありません。 学校法人四国高松学園高松大学 記載すべき事項はありません。 四国電力株式会社 当行は同社との間で経常的な金融取引があります。	大学教授の要職にあり、学識経験者としての専門的知識を有し、人格見識ともに優れております。また、同氏は直接会社経営に関与したことはありませんが、日本放送協会経営委員等を歴任した後、2015年6月から当行の社外取締役をつとめており、独立した立場から、監査等委員として経営監督機能を担うことができるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任しております。 (独立役員指定理由) 証券取引所が定める独立性の基準に照らし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
小林 一生	○	○	【現在】 < 重要な兼職 > 日本生命保険相互会社 代表取締役副社長執行役員 < 属性情報 > (個人) 記載すべき事項はありません。 (所属会社) 日本生命保険相互会社 当行は同社との間で保険販売に関する業務を受託するなどの取引があります。	日本生命保険相互会社副社長の要職にあり、経営者として豊富な経験と幅広い知識を有し、人格見識ともに優れております。また、2015年6月から当行の社外監査役をつとめており、独立した立場から、監査等委員として経営監督機能を担うことができるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任しております。 (独立役員指定理由) 証券取引所が定める独立性の基準に照らし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
伊藤 純一	○	○	【現在】 < 重要な兼職 > 株式会社ニコン 顧問 日本碍子株式会社 社外監査役 < 属性情報 > (個人) 記載すべき事項はありません。 (所属会社) 株式会社ニコン 当行は同社との間で経常的な金融取引があります。 日本碍子株式会社 記載すべき事項はありません。 【過去】 株式会社三菱東京UFJ銀行 専務執行役員 当行は同社との間に基幹システムのソフトウェア使用許諾に関する契約があります。 株式会社ニコン 代表取締役兼副社長執行役員兼CFO 当行は同社との間で経常的な金融取引があります。	金融機関および株式会社ニコンCFO(最高財務責任者)における長年の経験および経営全般に関する豊富な知識を有し、人格見識ともに優れております。また、2016年6月から当行の社外監査役をつとめており、独立した立場から、監査等委員として経営監督機能を担うことができるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任しております。 (独立役員指定理由) 証券取引所が定める独立性の基準に照らし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	6	2	2	4	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり
----------------------------	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会直属の組織として監査等委員会室を置き、専属の使用人を配置しております。専属の使用人の考課及び異動等については監査等委員会の意見を尊重しております。
専属の使用人は、監査等委員会の指示のもと、必要な調査権限及び情報収集権限をもって、その責務を遂行し、監査業務を補助しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、当行の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人より、監査計画、監査実施状況等について定期的に又は必要に応じて報告・説明を受けるとともに意見交換を実施し、会計監査人との連携を図っております。
監査部は、内部監査部門として実施した資産・リスク及び業務運営に係る監査について、その結果を監査等委員会に報告しており、また、原則として毎月監査実施状況等についての「監査等委員・監査部連絡会」を開催し、また、監査部が取り組んでいる重点項目等について、社外取締役を含む監査等委員会に対して、定期的に「監査等委員会・監査部報告会」を開催し、意見交換を行うなど連携を図っております。
監査部は、当行の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人と、監査実施状況等について、必要に応じ意見交換などを実施し、連携を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬等ガバナンス協議会	6	0	2	4	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬等ガバナンス協議会	6	0	2	4	0	0	社外取締役

補足説明

当行では、取締役会の諮問に答えてガバナンス強化を支援する機関として「指名・報酬等ガバナンス協議会」を設置しております。指名・報酬等ガバナンス協議会は、互選により選出された社外取締役を委員長とし、頭取、監査等委員会委員長及び独立社外取締役等を構成員として原則として毎年2回以上開催しております。取締役候補者の指名及び取締役の解任、代表取締役の指名・解職、監査等委員ではない取締役の報酬等、取締役会の実効性評価に関する事項、その他ガバナンス及び経営上の重要な事項に関する審議を行い、取締役会はその答申の内容を尊重することとしております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当行における社外取締役の独立性に関する基準は以下のとおりとなっております。

独立性を有する社外取締役とは、法令上求められる社外取締役としての要件を満たす者、かつ現在または最近において、次の各号のいずれにも該当しない者をいう。

1. 主要な取引先

- 1) 当行を主要な取引先とする者、もしくはその者が法人その他の団体(以下、「法人等」と言う。)である場合はその業務執行者(会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者)。
- 2) 当行の主要な取引先、もしくはその者が法人等である場合はその業務執行者。

2. 専門家

- 1) 当行から役員報酬以外に、過去3年平均で年間100万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家。
- 2) 当行から、過去3年平均で年間100万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルティング会社、会計事務所、法律事務所等の専門サービスを提供する法人等に所属する者。
3. 寄付
当行から、過去3年平均で年間100万円以上の金銭その他の財産を寄付として受けている者、もしくはその者が法人等である場合はその業務執行者。
4. 主要株主
当行の主要株主(議決権比率が5%を超える株主)、もしくはその者が法人等である場合は、その業務執行者(過去3年以内に主要株主又はその業務執行者であった者を含む)。
5. 近親者
次に掲げるいずれかの者(重要な者)の近親者(配偶者又は二親等以内の親族)。
 - 1) 上記1. から4. に該当する者。
 - 2) 当行又はそのグループ会社(銀行法の分類に基づく子会社及び子法人等)の取締役、監査役、執行役員、使用人。

なお、独立性に関する基準の詳細につきましては、当行ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」に規定しておりますのでご参照ください。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

当行は、2017年6月29日に開催された第148期定時株主総会において、当行の取締役(監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除き、以下「当行取締役」という。)を対象として、新たに業績連動型株式報酬制度(以下「本制度」という。)を導入することを決議しております。中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、当行業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性の高い役員報酬制度として本制度を導入しました。

本制度は、役員報酬BIP信託の仕組みを採用し、当行取締役の退任後(当行取締役が海外赴任により国内非居住者となることが決定した場合は当該決定後、当行取締役が死亡した場合は死亡後)に、BIP信託により取得した当行株式及び当行株式の換価処分金相当額の金銭を、役位及び業績目標の達成度等に応じて交付又は給付する、株式報酬型の役員報酬制度です。

なお、本制度導入により、株式報酬型ストックオプションについては既に割り当てられているものを除いて廃止し、新規に新株予約権の付与は行わないこととします。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役(監査等委員を除く)に支払った報酬等	2018年3月期	297百万円
取締役(監査等委員)に支払った報酬等	2018年3月期	52百万円
監査役に支払った報酬等	2018年3月期	15百万円

- (注)1. 上記は、事業年度中に在任していた役員(取締役17名(うち社外取締役5名))に対する報酬等を記載しており、当事業年度中に退任した取締役1名、2017年6月29日開催の第148期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役5名(監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への移行に伴い退任)に対する報酬を含めております。
2. 当行の使用人を兼ねている役員は該当ありません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等は、各取締役が担う役割、責任及び成果に応じた体系とし、適切、公正かつバランスのとれたものとしております。取締役(社外取締役を除く)の報酬等は、取締役の当行企業価値向上への意欲を高めることができるよう、一定割合を中長期的な株主利益相当及び当行業績連動とし、社外取締役の報酬等は、職責が反映されたものとしております。

また、取締役の報酬等は、株主総会で決議された年間報酬限度額の範囲内で、指名・報酬等ガバナンス協議会での審議・答申を経たのち、取締役会において決定することとしております。

【社外取締役のサポート体制】

監査等委員ではない社外取締役に対しては、秘書室が補佐する役割を担っており、取締役会の開催に際し議案の事前説明を行うほか、情報提供・意見交換を継続的に行うなど、監査等委員ではない社外取締役が独立・公正な立場から適切に判断できるよう、サポート体制を整備しております。また、監査等委員である社外取締役に対しては、監査等委員会制度をより有効に機能させるため、監査等委員会室を設置し、専属のスタッフが監査等委員である社外取締役をサポートしております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
――	――	――	――	――	――

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

一名

その他の事項

現在、対象はありません。

なお、コーポレート・ガバナンス強化の観点から、2019年3月26日付の取締役会において、2019年6月開催予定の第150回定時株主総会に、相談役制度廃止に伴う「定款一部変更の件」を付議することを決議しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 現在の体制の概要

当行の取締役会は、提出日現在、取締役14名(うち社外取締役4名)で構成されております。また、当行では、執行役員制度を導入しており、取締役会で選任された執行役員が業務執行を担当し、業務執行に係る重要な事項については、常務執行役員以上をメンバーとする「経営執行会議」及び組織横断的な事項に迅速に対応するために設置している「収益管理委員会」「コンプライアンス委員会」「リスク管理委員会」等において協議・決定する体制としております。

また、当行は監査等委員会制度を採用しております。監査等委員会は、提出日現在、監査等委員である取締役6名(うち4名が社外取締役)で構成されております。原則として毎月1回開催し、取締役の職務の執行を監査・監督しております。

各監査等委員は、監査等委員会において決定した監査方針、監査計画等に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議への出席や意見陳述を行うほか、本部、営業店及び子会社に赴き、その業務執行及び財産の状況を調査するなど、監査・監督を適切に実施しております。また、各監査等委員は、当行の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人及び当行の内部監査部署である監査部とも意見交換を実施し連携を図るなど、経営監視体制の強化に努めております。

なお、社外取締役4名は独立役員に指定しております。

(2) 内部監査の状況

業務の健全性及び適切性の維持・向上の観点から、独立部門である監査部が内部監査部門として資産・リスク監査を随時実施するとともに、本部、営業店及び子会社等の業務運営が法令並びに事務手続等に基づき適切に実施されているかについて内部監査を実施し、その結果を取締役会等に報告しております。

(3) 会計監査の状況

当行の会計監査業務は、EY新日本有限責任監査法人に所属する公認会計士が執行しています。

(4) 監査等委員会の機能強化に関する取組状況

監査等委員会の機能強化に関する取組状況につきましては、「II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の1. 機関構成・組織運営等に係る事項【監査等委員会】監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況、及び【社外取締役のサポート体制】をご覧ください。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当行は、監査等委員会設置会社であり、独立した立場から監督機能を発揮する社外取締役を含む監査等委員である取締役が、業務執行状況について客観的かつ公正な監査を行っております。また、社外取締役を選任することで、経営の意思決定と業務執行に対する監督機能の一層の強化を図っております。

以上より、相互牽制体制が構築されており、監査・監督機能も十分に発揮されているため、当行のコーポレート・ガバナンス体制は有効に機能していると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	総会議案について十分にご検討いただけるよう、招集ご通知につきましては、株主総会の約3週間前に発送することに加え、発送前に東京証券取引所及び、当行ホームページでの開示を実施しております。
電磁的方法による議決権の行使	書面による議決権行使に加えて、「インターネット等による議決権行使」を採用しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知(要約)の英訳版を当行ホームページ及びTDnetに掲載しております。
その他	株主総会招集ご通知を当行ホームページに掲載しております。 株主総会における営業の報告等については、計数をグラフ化し、スクリーンに映し出すなど、わかりやすく説明することにつとめております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	2006年6月より東京でアナリスト・機関投資家を対象とした決算説明会を開催しております。2018年6月には第15回の決算説明会を開催し、約100名のご参加をいただきました。 今後も継続して決算説明会を開催する予定であります。	あり
IR資料のホームページ掲載	(ホームページアドレス) http://www.114bank.co.jp/ (ホームページ掲載の投資家向け情報) 決算情報、決算情報以外の適時開示資料、ディスクロージャー誌(和文・英文)等	
IRに関する部署(担当者)の設置	(IR担当部署) 経営企画部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営理念及び行動指針並びにそれを実現するための中期経営計画において、株主さま、お客さま、地域社会、役職員、すべての方にとって価値のある企業であり続ける内容を示しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	本業を中心とした地域密着型金融の実践により地域経済の発展に貢献するとともに、香川県等とのパートナー協定に基づくフォレストマッチング推進事業などの環境保全活動、及び各種の社会貢献活動にも積極的に取り組み、その実績をディスクロージャー誌等により開示しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	お客さま・地域社会から信認され、より高い評価をいただけるよう積極的かつ分かりやすい情報開示等につとめております。

その他

< 女性の活躍に向けた取組みについて >

2016年7月に女性活躍推進法に基づく優良企業として「愛称:えるぼし(最上位)」(四国初)、2017年6月に次世代育成支援対策推進法に基づく優良な子育てサポート企業として「プラチナくるみん」(香川県の金融機関初)の認定をそれぞれ厚生労働大臣より受けました。

また、2018年4月には、事業所内保育所「百十四ももっこらんど」を開所しております。

全管理職に占める女性管理職の割合は、2018年9月末時点で全国平均を上回る22.5%となっており、引き続き「一般事業主行動計画」に定めた将来的な目標である25%以上を目指してまいります。

今後も、更なる女性の活躍推進を図るべく、職員一人ひとりの能力や個性が存分に発揮できる職場環境作りに取り組んでまいります。

< 健康経営について >

当行は、お客さま・地域社会との共存共栄をめざし、地域社会に貢献していくためには、働く従業員とその家族が心身ともに健康であることが重要と考え、従業員一人ひとりが健康意識の向上に努めるとともに、健康で活気ある企業風土と職場づくりに取り組んでおります。

その取り組みの一環として、2018年8月に「健康経営宣言」を行い、2019年2月には、「健康経営優良法人～ホワイト500～」の認定を受けました。

今後も、健康経営を目的とした施策の拡充と啓蒙活動を積極的に進めてまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

・当行の経営理念に基づき、地域社会やお客さまからの揺るぎない信頼を得るため、業務の適正を確保する体制(内部統制システム)に係る基本方針を下記のとおり定め、業務の健全性・適切性を確保する態勢を整備しております。これらの体制は有効に構築・運用されており、今後も管理態勢の強化及び実効性の向上につとめてまいります。

1. 法令等遵守態勢

(取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制)

・「百十四銀行 行動指針」、「百十四銀行倫理規定」、及び「コンプライアンスマニュアル」等のコンプライアンス体制に係る諸規定を役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための規範とします。

・当行のコンプライアンスの最高責任者であるCCO()の統括管理のもと、コンプライアンス統括部においてコンプライアンスに関して一元的に管理・指導を行います。また、CCOを委員長とするコンプライアンス委員会において組織横断的な議論を行い、体制の整備・高度化を図ることでコンプライアンスを浸透させ、信頼される企業基盤の確立に繋がります。

(Chief Compliance Officer)

・内部監査部門である監査部は、コンプライアンスの状況について監査を実施します。

・コンプライアンスに関する各種相談を受付ける内部通報窓口「ほっとダイヤル」をはじめ、情報の提供及び収集手段を整備・運営します。

・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力と当行及びグループ全体をあげて対決し、同勢力からの不当要求を断固として拒絶するとともに関係遮断を徹底します。

・「マナー・ローndリング等防止ポリシー」のもと、マナー・ローndリング等防止態勢を整備し、当行が犯罪資金の経路として利用されることを防止します。

2. 取締役の職務の執行に係る情報管理態勢

(取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制)

・「文書管理規定」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体(以下「文書等」という)に記録し、適切に保存及び管理(廃棄を含む)するものとし、取締役が、これらの文書等を閲覧できる体制を構築します。

3. リスク管理態勢

(損失の危険の管理に関する規程その他の体制)

・「リスク管理基本規定」において、管理対象とするリスクを定義したうえで、それぞれの管理部署を定め、適切なリスク管理を行います。

・リスクの適切な管理に必要な牽制機能が発揮される組織体制及び規定類を整備し、役割と責任を明確にしたコントロール活動を通じて、各種リスクを統合的に評価、モニタリングし継続的に管理することを、リスク管理の基本方針とします。

・人材の育成や教育・研修活動を通じてリスク管理を重視する風土の醸成に取り組みます。

・リスク統括部において当行全体のリスクを網羅的・総括的に把握・管理するとともに、頭取を委員長とするリスク管理委員会において組織横断的な議論を行い、各種リスクの管理状況に対する認識を深め、リスクを正確に把握し、その成果をリスク管理体制の整備・高度化に反映させることにより、経営の健全性と透明性の向上を目指します。

・緊急時の基本原則、対応態勢の重要事項を定めた緊急時対策規定等を整備し、緊急事態発生時において適切に対応します。

・内部監査部門である監査部は、リスク管理の状況について監査を実施します。

4. 取締役の効率的な職務執行態勢

(取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制)

・取締役会において取締役の職務分担を定めるとともに、「内規」、「職務権限規定」により各部室の職務分掌及び職務権限を明確に規定することにより、職務執行の効率性を確保します。

・経営目標を明確に設定し、目標達成に必要な戦略及び主要管理指標(KPI)を定め、その進捗状況及び評価を定期的に取り締役に確実に伝達する体制を構築する等、取締役の職務執行が効率的に行われるための改善を継続的に行います。

5. グループ経営管理態勢

(当行及び子会社等からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制)

・子会社等は、「リスク管理基本規定」において、管理対象とするリスクを定義し、適切なリスク管理を行います。

・子会社等は、「倫理規定」、「コンプライアンスマニュアル」等のコンプライアンス体制に係る諸規定を役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とします。

・「百十四グループ会社運営管理基準書」に従い、当行と子会社等がお客さまに対し総合的かつ高度な金融サービスを提供できるよう、その機能の強化に努めます。

・当行と子会社等は、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適正性を確保するための内部管理態勢を整備します。

・当行と子会社等は、保有する反社会的勢力の情報を共有し、グループ全体をあげて反社会的勢力との関係遮断を徹底します。

・当行と子会社等で締結した「監査に関する協定書」に基づき、監査部が業務運営態勢、法令等遵守態勢等を監査項目としてリスクベース監査を実施し、内部統制のモニタリングを行い、企業集団における業務の適正の確保を図ります。

・子会社等はその機能・役割に応じ、当行の関連各部室と連携をとって業務を進めて行くこととし、経営企画部がこれらを組織横断的に統括し管理します。

6. 監査等委員会の監査業務の補助等に関する事項

(監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性に関する事項、並びに使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項)

・監査等委員会直属の組織として監査等委員会室を置き、専属の使用人を配置します。専属の使用人の考課及び異動等については監査等委員会の意見を尊重します。

・専属の使用人は、監査等委員会の指示のもと、必要な調査権限及び情報収集権限をもって、その責務を遂行し、監査業務を補助します。

7. 監査等委員会への報告及び監査の実効性確保に関する態勢

(取締役及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制、子会社の取締役、監査役及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制、報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制、監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払または償還の手続その他の監査費用の処理に係る方針に関する事項、並びに監査等委員会の監査が実効的に行われることを確

保するための体制)

- ・取締役及び使用人等、並びに子会社の取締役、監査役及び使用人等が、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当行及び当行グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンスに違反する事項等を速やかに報告する体制を整備します。
- ・監査等委員会へ報告を行った者は、当該報告を理由として不利な取扱いを受けないものとします。
- ・報告の対象範囲及び方法(報告者、報告受領者、報告時期等)については、代表取締役と監査等委員の協議により決定する方法によります。
- ・監査等委員の職務執行について生じる費用については、予算を設けております。また、有事における監査費用等の予算外の費用については、所定の手続を経て前払または償還するものとします。
- ・監査等委員に対し、経営執行会議及び委員会に出席し意見を述べる機会を提供するほか、委員会の下部機関である各部にオブザーバーとして参加する機会も提供し、役職員と業務執行に関し議論・意見交換を行う場を創出します。
- ・監査等委員と代表取締役は、定期的に意見交換会を開催します。
- ・内部監査部門は、監査等委員会の監査の実効性を確保するため、監査等委員会と内部管理態勢における課題等について意見交換を行うほか、監査等委員会の監査業務に協力する等、連携の強化・充実に努めます。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

- ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、同勢力からの不当要求は断固として拒絶することを基本方針としております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

- ・「百十四銀行倫理規定」に反社会的勢力との対決を定め、その実効性を確保するために「反社会的勢力による被害を防止するための規定」その他の社内規則を整備しております。
- ・総務部を反社会的勢力対応の統括部署とするとともに、営業店毎に不当要求防止責任者を設置し、反社会的勢力からの不当要求に対応することとしております。
- ・外部の専門機関との信頼関係を構築するために、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等と平素から意思疎通を図っております。
- ・反社会的勢力に関する情報は総務部が一元的に収集し、データベースの構築とその更新を行っております。
- ・不当要求行為に対する具体的な対応方法をまとめた「不当要求対応マニュアル」を策定しております。
- ・不当要求行為に対する対応力の向上を図るために行内研修を実施しております。

その他

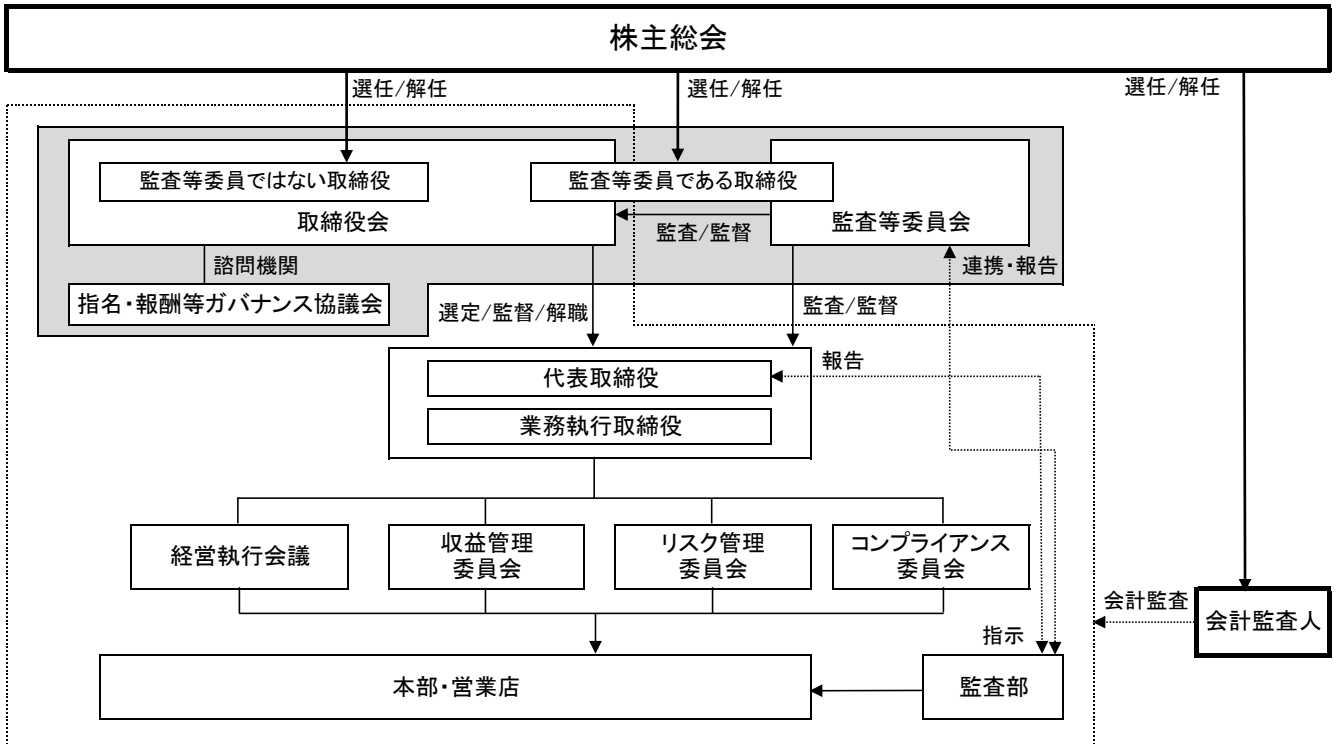
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【コーポレート・ガバナンス体制】



適 時 開 示 体 制 の 概 要 （ 模 式 図 ）

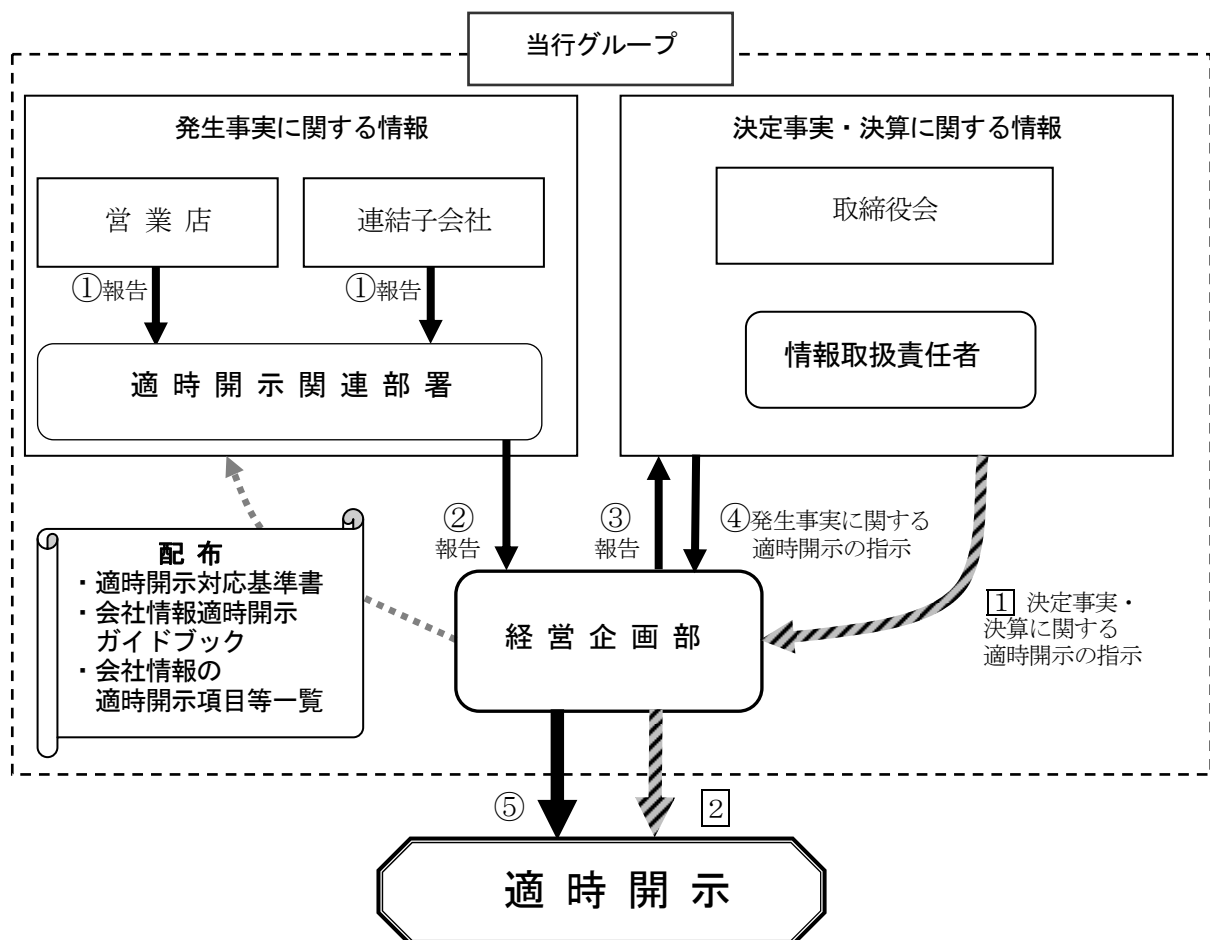
株式会社百十四銀行は、投資者への適時適切な会社情報の開示が健全な金融商品市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行えるよう社内体制の充実に努めるなど、投資者への会社情報の適時適切な提供について真摯な姿勢で臨んでいます。

当行グループの会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

記

当行グループでは、迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を行うため、「適時開示対応基準書」を制定し、東京証券取引所の「会社情報適時開示ガイドブック」及びこれを要約した「会社情報の適時開示項目等一覧」を適時開示に関連する全部署に配布し周知徹底を図っております。

有価証券上場規程に該当する発生事実、決定事実及び決算に関する情報が認められた場合には、「適時開示対応基準書」に則り、適時開示関連部署からの報告、取締役会並びに情報取扱責任者からの指示に従い、経営企画部が適時開示を実施する体制を構築しております。



以 上